

三鷹市環境基金活用委員会要綱

(趣旨)

第1条 三鷹市環境基金条例（平成15年三鷹市条例第13号。以下「条例」という。）に定める三鷹市環境基金（以下「基金」という。）の活用について検討するため、条例第7条の規定に基づき、三鷹市環境基金活用委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び審査を行い、市長に意見を具申する。

- (1) 基金の活用に関すること。
- (2) 環境に関する優良な活動への支援及び顕彰に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、基金に関し必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 一般市民 1人
 - (2) 非営利団体 1人
 - (3) 事業者 1人
 - (4) 学識経験を有する者 2人以内
- 2 前項各号に掲げる者のほか、必要に応じ助言者の出席を求めることができる。
- 3 第1項第1号から第3号までの委員については、公募により決定する。
- 4 第1項第1号から第3号までの委員の資格要件は、次のとおりとする。
- (1) 一般市民は、満18歳以上で三鷹市内に住所を有する者とする。
 - (2) 非営利団体は、三鷹市内で環境に関する活動をしている団体とする。
 - (3) 事業者は、三鷹市内に事業所を有する事業者とする。
- 5 第1項の委員及び第2項の助言者については、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員が前条第4項に規定する資格要件を欠くに至ったときは、その委員は委員としての資格を失うものとする。
- 4 助言者の任期は、2年とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会の招集等)

第6条 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は委員の定数の過半数の出席をもって成立するものとする。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、生活環境部環境政策課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年12月24日から施行する。

附 則 (平成20年3月26日施行)

この要綱は、平成20年3月26日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日施行)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。